

自由と人権 通信

liberty & human rights NEWS

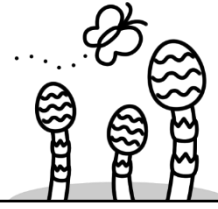
NO.67 (2026.4.7)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>



「自由と人権」HP



ご自由に
お持ちください

目次は2ページにあります

原爆死者に託してうたう

君、ちょっと寄って行かないか。

ここは広島島の地下の洞窟

そこは長崎の あのときの暗がりの底。

君の足許に 君には見えぬだろうが

醜くころがっているのがぼく、

ぼくのしゃれこうべ

その向こうに碎けて散っているのが

ぼくたちの父、母、兄、妹

むすうの同胞たち。

ここは暗く

それはあのときの暗さのままに暗く

ここはしめっぽく

あのときの血膿のどろどろのようにしめっぽく

やがて限りなく嘔吐した そのままの吐き気が

君には聞こえぬだろうが

今も続いて

それは絶えたことがなく

これからも絶えることはなく

君 その明るい陽光の下の

君 そのきらびやかなネオンのかげの

そのまた君 現世の花園のなかの

君たち ちょっとぼくのところへ寄って行かないか。

君たちからは見えぬ ぼくの口へ

あのとき求めて得られなかったもの

例えばいのち

みせかけの虚飾でうすめられたそれを

あるいは例えば水

かりそめの平和で味つけされたそれを

さあ とくくと注いでくれないか。

あふれるほど それに充ちたりたなら

そのときぼくは

君たちにそれを浴びせ返してやる

ぼくたちの国の、忌むしい死の水にかえて

今度は君たちを充たしてやる

君たち、ちょっと寄って行かないか

ぼくは好意をつけたいもの

つけた好意は悪意に染めあげて返すもの

行き場のないぼくの

ぼくのなかの ぼくそのものの怒りに

君たちは見えぬ、聞こえぬというだろうが

ふくれあがり、悶えころげまわっているもの

ここは広島島の、長崎の、死者の暗がりの底。

長岡弘芳さんのこと

目次

- ① 長岡弘芳「原爆死者に託してうたう」 P1
- ② 長岡弘芳さんのこと P2～3
- ③ スパイ防止法・国旗毀損罪成立を許すな！ P3～4
- ④ 音声データ消去事件上告 P4～10
- ⑤ 東京新聞より・案内・後記 P10

30代だったころ、ぼくは、保谷市に住んでいた長岡弘芳さんのところによく遊びに行っていた。「長岡さんのところ」と言っても、実感としては長岡さん

お連れ合いだった「奥村さんのところ」と言った方がピッタリする。奥村さんのところに行ったら、そこに長岡さんという人がいたという感じだ。

20代のころの自分は、この社会ではどうい生きてはいかれないような漠然とした不安を抱いていて、最終的に行き着く先はコミュンや共同体と呼ばれるところになるだろうと、なんとなく感じていた。

そんな心的傾向から、当時は『不可視のコミュン』（社会評論社）という本に興味を持った。野本三吉さんという元小学校の教員が、日本各地や国外のコミュンで生活した体験や、共同体的なるものに対しての考えなどをつづったものだ。ぼくは共同体と同時に「教師」や教育なるものに対して、反発と同時にロマンも感じていたので、まさにぴったりの内容だった。

その中に「ヤマギシカイ」という三重県にある共同体について触れられていて、今でいえば「お試し体験」のような、「特別講習研鑽会」（略して「特講」）という1週間の合宿討論会のようなものがあると知り、思い切ってそこに参加してみた。年齢的には30代前後だったろうか。その特講に奥村さんも参加していたのだ。

ヤマギシカイとの付き合いはこの時ばかりで、後には続かなかったが、奥村さんが保谷市に住んでいることを知り、ちょくちょく出かけていたのだ。その家（貸家であったように思う）には複数のネコと、部屋の奥には長岡弘芳さんという話しやすい人がいて、ぼくにとっても居心地が良かった。

お二人がご夫婦であろうことはなんとなく分かったが、苗字が違うことを特に何とも思わず、ぼくもそのまま受け入れていた。その頃の長岡さんは50歳前後であったわけだが、もっと年上のように感じていた。奥村さんにもお世話になったが、長岡さんにも何かと面倒をおかけした。

長岡さんは原爆文学に詳しく、原爆の図を描いた丸木位里さん・俊さんとも昵懇にしている、丸木美術館の理事をやっていた。ぼくが仲間と丸木美術館に出かけた時には、何かと手配してくれたようだ。それでも、詩人であり原爆文学研究者であるなどとは露ほども思わず、「ローカル文化人」というような方なのだろうと受け止めていた。

ぼくが初めて広島に出かけるという時、長岡さんは栗原貞子さんの「生ましめんかな」という詩を紹介してくださいました。衝撃的な内容であったが、調子にのったぼくは、帰ってから、広島の地で自作した拙い詩を長岡さんにご披露したものだ。今から思えば赤面ものの思い出である。

その後、転勤や、私的な生活面での変化が重なり、奥村さんの家とは長い間疎遠になっていた。共通の知人から、お二人は練馬区大泉に引っ越されたようだということは伝えられていた。しかし、引っ越されたその家で、長岡さんは自ら命を絶った。長岡さんがぼくに紹介してくれた詩の作者栗原貞子さん、彼女が長岡さんを追悼した文がある。『反核詩集 核なき明日に祈りをこめて』（詩集刊行の会）にある「追悼 長岡弘芳」。以下そこから抜粋する。

長岡さんは原爆史の軸に大田洋子を据えたといっているが、不遇な文学環境のなかで孤軍奮闘した大田洋子が「半放浪」のなかで「水爆実験があって東京に死の灰と云われるものがふってきた。『ざまを見ろ』と私は思った。死の灰にまみれて、そくそくと死んでみるとよい。」と書いている箇所の活字を目にしたとき思わず声をあげそうになった。「どうしたんだ、大田さん、」といったと書いている。意味は違うけれども、わたしは長岡さんの自殺の知らせを聞いたとき、どうしてなの、長岡さん、と声をあげそうなおもいだった。

ぼくは長岡さんのことをその程度にしか知らない。でも、長岡さんとわかれて、最近手にしたこの詩集からは、長岡さんの生前の面影が浮かんでくるのである。その頃の長岡さんはまだ50代だったのではないか。もっと高齢だろうと思っていたが、今のぼくよりはるかに若い。その中から、ぼくにとってこれはという、長岡さんを知る手

掛かりになるような一編の詩を取り上げておく。今さらだが、追悼の意を込めて。

じじちゃん答える

初七日も過ぎた

それはでもじじちゃんの勝手だ

死者はいつも勝手だ

残された者は世の慣習に従う

俺は世の俗習から外されて生きてきた

じじちゃんが米寿 俺は五十半ば

じじちゃんが先に死ぬ 順だ

順があれば逆もある

じじちゃん なぜ俺より先に死んだ

俺の葬式をじじちゃんが何故見てくれなかった

初七日を過ぎてても

次女の耿子さんと同じどしの俺をおいて先に死んだじじちゃんを

俺は怨む

じじちゃん なんで出来損いの俺より先に死んだ

壊れそびれた俺がなんで

じじちゃん がもういない後も生きていなければならぬのか

牢獄 生まれた日から囚人の如きこんな人混みのなかで だ

線香なんかあげてやるものか 供花なんぞ踏みにじってやる

俺より先に じじちゃんよなぜ死んだ

答えろ じじちゃん

泣き蟲ならヒケをとらぬ俺に じじちゃん 笑わず誤魔化さずに

さあ今すぐ 俺が薬をのみ泣き寝入りする前に シャンと答えろ

さあ じじちゃんよ

スパイ防止法・国旗毀損罪成立を許すな！

自民と維新と参政党が「日本国国章毀損罪」成立を狙っている。

自民と維新の連立政権合意文書に、「外国国章毀損罪のみが存在する矛盾を是正する」と明記してあるらしいが、もちろん自国の国旗と外国のその扱いが同じである必要はない。

うちのオヤジの悪口をいくら言ったってかまわないけれど、隣のオヤジの悪口を言ったら付き合いに亀裂が生じる。その一事をもってしても、扱いに格差があるのは分かるだろう。だから現状は外国国章毀損罪（刑法 92 条）のみがあるのも分からないわけではない。しかしもし「日本国国章毀損罪」が出来上がったら、日本中の人々が、日の丸に関する被処分対象可能者となる。考えただけでもおぞましいことだ。日の丸・君が代処分自体が不当だったが、それが全国に蔓延するということだ。

ただしぼくは、外国国旗毀損罪だっていないと思う一人だ。もちろん表現の自由という大原則に反するからだが、こんなものを認めたら、



こんなデザインも、こんなステッカーもシャレでは通らなくなる！

次から次へとその範囲が広がっていく恐れが強い。国家、国名、元首名等々。意見が違えば批判が生じる、批判があれば国旗や元首の似顔絵を焼いたり破ったりすることだってある。そんなこともできないキュークツな世の中が嫌なだけだ。

そして「日本国国章損壊罪」ができれば、そのキュークツさは「外国国旗」レベルではない。

この事は、スパイ防止法にも連結する。先の 3 党に加え、国民・保守までが加わって成立を狙っている現代版治安維持法だ。なにが国の利益かわからないままに、国益に反するといって人を逮捕・監禁・処罰するあいまいさ。フレームアップが際限なく広がることは治安維持法の歴史を見ても言えることだ。マルティン・ニーメラーの警句や、「灰色の朝」の教えるとおりのだ。

人に格差を設ける「天皇制」というやつなど一日も早くなくなればいいと思うが、そんな言いたいこと、やりたことに制約がかかる。密告だってされるだろう。そのうち警戒がこうじて自制するようになる。それが権力者のねらいだ。

そしてこれらはみな、戦争への門口に来ていることを意味する。しかも「防衛」を自覚したものではなく、攻撃を意識した戦争だ。そのために国外の情報を探り、国内の異端・異論を取り締まる。いやな世の中ではないか。

もっとも、「防衛」と言っただって軍事に変わりはないから、そんなものは歯止めにはならない。すべての戦争は「防衛」を口実に始まるのだ。そして武力の存在は他国からの攻撃の対象になる事を意味する。今や琉球諸島はその危機にみまわれている。地下シェルター設置だ、全島避難だという事態にさえなっている。そして現政権のすすめる大軍拡のもとで、日本全土が琉球諸島化しようとしている。今これを止めなければならない。

核も含めた軍事は、持つか持たないかの二者択一しかない。そして日本国憲法は武力を持たない、戦争はしないと決めた。この憲法のどこに「防衛ならば武力を持ってもいい」などと書いてあるか。小学生にでもわかることだ。

「攻められたらどうする」と軍拡を支持する人たちは言う。際限のない軍拡に突き進んで破滅に至るよりは、攻められる恐れがあっても武力を持たない方がいいに決まっている。そしてもし攻められたら抵抗しない（武力は用いない）で降伏するしかない。アメリカのように無法な武力行使をする国もあるのだから。それでも闘って命を落とすよりはましではないか。

武力を用いず外交努力によって世界平和を維持する。「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」日本国民は「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」（いずれも日本国憲法前文）ことこそ必要なのだ。

一人ひとりが可能な方法で戦争に反対し、国旗毀損罪とスパイ防止法の成立を断固阻止しよう！



音声データ消去事件上告

今年の 2 月 19 日に音声データ消去事件の控訴審判決（原告敗訴）が出てから、自由と人権のホームページの「音声データ消去事件一控訴審以降」では、そのたびに控訴理由書や準備書面、そして控訴審判決文なども紹介し、事の成り行きについても報告してきましたが、こちらの通信では詳しい内容をお伝えしてきませんでした。自由と人権通信の前号（66 号）で「控訴審判決、報告と見解（上告の理由）」として要点のみご紹介したのみです。しかしこの件は、行政のデータ管理と国民・市民に対する情報公開という意味でとても重要な意味を持っています。それは、森友学園問題などでも、われわれ国民自身が体験したことです。

そのような認識をもとに、ここで改めて控訴審判決文の要所（「第 3 当裁判所の判断」と「第 4 結論」）と、当方が最高裁に提出した「上告理由書」のうち「第 2、憲法第 82 条 1 項（裁判公開の原則）違反」と、「上告受

理申立理由書」(「第 1、判例違反」と「第 2、付言」)をそのまま掲載します(なお、前記 HP を参照いただければ、全文がご覧になれます)。当方の書いたものに関しては、通常の裁判関連の文書のような堅苦しさはあまりないと思いますので、気楽に目を通して頂ければ幸いです。

控訴審判決文より

第 3 当裁判所の判断

当裁判所も、原審と同様に、控訴人の請求は理由がないものと判断する。その理由は、次のとおりである。

文書管理規則は、2 条(8 号に係る部分に限る。)において、起案文書及び供覧文書以外の文書又は常時使用する必要のない電磁的記録で、保存期間を定める必要がないものを資料文書等とし、3 2 条において、完結した資料文書等を速やかに廃棄するものと定める。被控訴人は、前記のとおり、本件音声データが文書管理規則 2 条 8 号の資料文書等に該当するものとし、本件陳述記録が決裁された際に、文書管理規則 3 2 条に従い、これを消去したものであるが、本件音声データは、被控訴人の職員が本件陳述記録の作成をすることを目的として本件口頭意見陳述の音声を録音したものであり、本件陳述記録の作成をもって、その目的を遂げ、完結したものとすることが不合理であるとまではいえないから、本件音声データを文書管理規則 2 条 8 号の資料文書等に当たるとし、本件陳述記録の決裁の際に、文書管理規則 3 2 条に従い、本件音声データを消去したことに違法があるとはいえない。

控訴人は、上記のとおり、行政文書である「資料文書等」について、保存期間を定めず、使用後速やかに廃棄していることは、公文書管理法 3 4 条の趣旨に反し、違法であり、被控訴人が保存期間を定めず本件音声データを消去したことは違法であるとの主張をする。

しかし、公文書管理法は、地方公共団体には直接に適用されるものではなく、地方公共団体に対しては、3 4 条において、「この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」との義務を課すにとどめている。その上で、公文書管理法の下においても、公文書管理法 5 条 1 項の委任を受けた公文書等の管理に関する法律施行令 8 条 2 項 3 号において、同項 1 号及び 2 号に掲げる行政文書以外のものについて、同令別表の規定を参酌し、行政機関の事務及び事業の性質、内容等に依じて行政機関の長が定める期間を保存期間とすることと規定されていることにも照らせば、文書管理規則 2 条 8 号の資料文書等に関する規定等について、直ちに公文書管理法 3 4 条の趣旨に反するということはできない。そして、本件の事情の下で、本件音声データを資料文書等に当たるとし、本件陳述記録の決裁の際に消去したことに違法があるとはいえないことは、上記のとおりである。

控訴人の主張は、公文書管理法及び文書管理規則を正解しない独自の理解に基づくものであり、採用することができず、控訴人が指摘をする諸事情を考慮しても、上記判断は左右されない(なお、控訴人は、原審の手續に関する不服も述べるが、本件記録を精査しても、原審の手續に違法があると認めることはできない。)

よって、その余の点について判断するまでもなく、控訴人の請求は、理由がない。

第 4 結論

以上に説示をしたところによれば、控訴人の請求は、理由がなく、これを棄却すべきであるから、これと同旨の原判決は相当である

よって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

上告理由書より

第 2、憲法第 82 条 1 項(裁判公開の原則)違反

2025 年 3 月 27 日、東京地裁立川支部民事第 3 部での結審の日、裁判官 大野博隆は「(判決日には)おいていただかなくても結構です」と述べた。これはたとえ善意から出た言葉であるとしても、憲法第 82 条に定められた裁判の公開原則に直接抵触する発言であり、軽々しく考えてはならない問題である。

被上告人はこの発言に対し、控訴審の答弁書で「判決言渡期日に（おいでいただいても）おいでいただかなくても結構ですと控訴人のために説明」したとカッコで補足して述べ、その正当化を図っている。しかしながら、「おいでいただかなくても結構」と「おいでいただいても、おいでいただかなくても結構」では、その言わんとする内容は全く異なる。すなわち、後者が選択可能性を示しているところ、前者は出廷することを禁じられたと受け止められたとしても仕方のない表現である。しかし、問題なのはその真意ではなく、法廷内で裁判官がそのような発言をしたこと自体である。

ところが、被上告人がその事実を「自白」しているにもかかわらず、原審の判事が、「本件記録を精査しても、原審の手続きに違法があると認めることはできない。」（原審判決書 4 頁 21～22 行）と、このような事実すら認定していないのはまことに奇妙なことである。

大野裁判官が「判決言渡期日においでいただかなくても結構です」と述べたことは、被上告人の「自白」したとおりであり、仮にカッコ内の真意があったとしても、法廷の場でこのような発言を裁判官が行ったこと、その事実が問題とされねばならない。閉廷後、書記官が当事者に対し参考情報として伝えるのとはわけが違う。

この事は、発言対象が訴訟代理人である弁護士であるか、本人訴訟における原告本人であるかを問わない。また「原告本人」の法に対する理解度に左右されるわけではない。問題の核心は、法廷という公の場で、絶対的な権力を持つ裁判官が、そのような不用意な内容を（無自覚に？）発したということ自体である。そのことにより、これ聞いた対象者が、「出廷してはならない」と受け止めるような事態が生じないと誰が言い切れよう。もちろん、本件ではそのような事態に至らなかったから良い、という理解で済まされるような問題でもない。

日本国憲法は第 82 条で「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ」と、裁判公開の原則を定めている。また、憲法第 32 条では「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」として裁判を受ける権利について定めている。

裁判官が法廷の場でこのような発言をすることは、裁判官自身が持つ社会的権威や強制力から、当事者の裁判を受ける権利、及び当事者・傍聴人から裁判の公開性を奪うことを招来しかねない仕儀である。この原因は当事者や傍聴人の責任ではなく、ひとえに法廷を支配する裁判官の責任に帰すべき問題である。裁判官はそのような重大な使命をもって法廷に臨まねばならず、軽々しくこのような言葉を発するべきものではない。その結果として憲法第 32 条、及び 82 条に抵触する行為となるからである。

すなわち、上記発言は裁判官としての適性を疑わせるものであり、憲法 82 条 1 項に抵触する重大な事態と受け止められなくてはならない。

最高裁での厳正な審査を求めところである。

上告受理申立理由書より

第 1、判例違反（民事訴訟法第 318 条 1 項）

原審の東京高等裁判所 2028 年（令和 8 年）2 月 19 日判決においても、一審の東京地方裁判所立川支部 2027 年（令和 7 年）8 月 27 日判決においても、東大和市文書管理規則第 2 条 8 号の「資料文書等」という規定を適法としたうえで、当該音声データの消去に違法性は認められないとしているが、議事内容を録音した音声データが公文書にあたるとした 2004 年（平成 16 年）11 月 18 日最高裁判所第一小法廷判決（甲 10 号証）、及び会議等を録音した音声データが公文書であり、情報公開の対象となり得るとした東京高等裁判所令和 6 年 4 月 24 日確定判決（甲 11 号証）に反する。

以下、東大和市文書管理規則第 2 条 8 号の「資料文書等」という規定が適法であるとした原判決が、前両判決に反するものであることを明らかにする。

1、2004年（平成16年）11月18日 最高裁判所第一小法廷判決（甲10号証）【事件番号：平成14年（行ヒ）第108号、裁判集民事215号625頁】

本最高裁判決では、当該原告人の求めていた公開は認められなかったものの、議事内容を録音した音声データが公文書であるとの判断は確定している。それは以下のとおり。

「本件テープは、被^レ原告人の事務局の職員が会議録を作成するために議事内容を録音したものであって、会議録作成のための基礎となる資料としての性格を有しており、会議録については決裁等の手続が予定されていることからすると、会議録と同様に決裁等の対象となるものとみるべきであり、決裁等の手続を予定していない情報ではないというべきである。したがって、会議録が作成され決裁等の手続が終了した後は、本件テープは、実施機関たる被^レ原告人において管理しているものである限り、公開の対象となり得よう。」（甲10号証 3頁8～14行 下線は申立人）とある。

東大和市情報公開条例第18条2項に基づく審査請求人である申立人が、相手方から示された「令和6年度第1回情報公開・個人情報審査会 口頭意見陳述」（甲4号証 正確には「個人情報保護」）は、当然のことながら、同審査会の議事録の一部である。同審査会の議事録が決裁等の手続の対象であるのだから、申立人の口頭意見陳述の記録も、同様にその中に含まれる。（同審査会は同審査会条例第11条により非公開）。すなわち、本件音声データは、同議事録を録音した音声データの一部であり、同審査会の議事録が決裁等の手続を予定しているのであるから、本件音声データは決裁等の手続の対象とするのが至当である。

これを前記判決書の第1文に落とし込めば、次のようになる。

「本件音声データは、相手方の事務局の職員が議事録を作成するために議事内容を録音したものの一部であって、議事録作成のための基礎となる資料としての性格を有しており、議事録については決裁等の手続が予定されていることからすると、議事録と同様に決裁等の対象となるものとみるべきであり、決裁等の手続を予定していない情報ではないというべきである。」

ところが、東大和市文書管理規則、及び「文書事務の手引」では、これを同管理規則第2条8号の「資料文書等」として、保存期間を定めず、使用后（文書化作業終了後）は「速やかに廃棄するものとする。」（同規則第32条）として廃棄を促しているのである。

この「資料文書等」という規定は、2015年（平成27年）3月31日に相手方東大和市が文書管理規則を改訂し、同規則第2条にこれを加え、「保存期間を定める必要がないもの」としたものである。「文書事務の手引」（乙第1号証 1頁）で「会議や説明会等の記録作成を目的とした録音物（カセットテープ、録音データ）」を「資料文書等」と指定したのも、これに従っている。そして、同規則第32条の「主管課長は、完結した資料文書等及び第30条第1項の規定による引継ぎをしなかった文書等を速やかに廃棄するものとする。」を適用し、これを廃棄することを「適法化」したのである。

東大和市情報公開条例は、2003年（平成15年）に制定され、「東大和市個人情報保護条例」は2006年（平成18年）に制定されたものであるが、同規則改定はこれを念頭に置いたものであることを、「文書事務の手引」の「2 資料文書等を定義した目的」で示している。

「これらの文書等であっても、組織として保有しているものは情報公開条例及び個人情報保護条例の公開（開示）対象となることから、」「これらの文書等を『資料文書等』と定義し、不要になった段階で廃棄できるよう、取扱いを明確にしました。」（下線申立人）

すなわち、保存期間を定めず、「事務遂行上必要な期間だけ保管し、不要になった段階で廃棄が可能なもの」（乙第1号証「文書事務の手引」1頁14～15行）とし、情報開示請求があっても「不存在」を理由にこれを「不開示」とすることを「適法化」したのである。

ここには、2004年（平成16年）11月18日 最高裁判所第一小法廷判決（甲10号証）に対する目配りも無ければ、「国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定める」（公文書管理法第1条）という姿勢も無ければ、行政の情報公開原則や説明責任を全うしようという姿勢はみじんも見られな

い。むしろ反対に、上記最高裁判決を念頭に置き、「管理しているものである限り、公開の対象となり得よう」という判決文を逆手に取り、これを廃棄してしまえば公開の対象にはならないとして「資料文書等」という規定を編み出したのではないかという推定も成り立つ。そうだとすれば、文書管理規則第 2 条に、「資料文書等」という新たな定義を付け加えることは、東大和市行政の隠蔽体質を示すものといえる。

いずれにせよ、同規則第 2 条 8 号の「資料文書等」という規定は、上記最高裁判決、及び公文書管理法第 1 条の目的に背くものであり、「結果的に」であろうと、「意図的に」であろうと、違法であることに変わりはない。

「保存さえしていなければ公開の対象とはならない」として、判例に反するような違法な条文を加えてまで公開すべき情報を廃棄してしまう「逃げ得」を許してはならない。これを是正できるのは、司法の力だけである。

2、東京高等裁判所令和 6 年 4 月 24 日判決（甲 11 号証）【事件番号：令和 5 年（行コ）第 315 号】

本件は、2014 年（平成 26 年）から 2016 年（平成 28 年）までの川崎市教科用図書選定審議会の音声データの開示請求に対し、2017 年（平成 29 年）7 月 25 日付けで川崎市教育委員会から開示請求拒否処分（判決書では「本件処分 1」としている）が出されたことから、同処分のうち一部を除く音声データ（同じく、「本件音声データ 1」としている）についてその取り消しを求めたもの、また、2017 年（平成 29 年）8 月 27 日に行われた同市教育委員会の臨時会の審議内容の音声データ（同じく、「本件音声データ 2」としている）の開示請求に対して開示拒否処分（同じく、「本件処分 2」としている）が出されたことから、その取り消しを求めた訴訟の控訴審判決である。

東京高等裁判所令和 6 年 4 月 24 日控訴審判決は、横浜地方裁判所令和 5 年 10 月 4 日一審判決（甲 12 号証）【事件番号：令和 2 年（行ウ）第 54 号】の多くの部分をなぞったうえで、これに加筆、補正しているため、以下、横浜地裁判決から加筆・補正されていない部分を要点のみ引用する。

横浜地裁判決では、本件音声データ 1 及び 2 が川崎市情報公開条例第 2 条 1 号の公文書にあたることに争いはないとした（同地裁判決（甲 12 号証）11 頁 19～20 行・16 頁 42～43 行）うえで、当該データについて同市教育委員会が非開示理由としてあげた同情報公開条例第 8 条 3 号と 4 号について検討し、「本件音声データ 1 は本件条例 8 条 3 号及び 4 号に定める不開示情報に該当せず、本件処分 1 は違法である。」（同地裁判決（甲 12 号証）16 頁 34～35 行）とし、また、「本件音声データ 2 は本件条例 8 条 3 号及び 4 号に定める不開示情報に該当せず、本件処分 2 は違法である。」（同地裁判決（甲 12 号証）19 頁 39～40 行）と判示している。

東京高裁判決では、主文として「1 本件控訴をいずれも取り消す。 2 控訴費用は控訴人の負担とする。」とし、控訴人（川崎市教育委員会）の控訴を退けている。同地裁判決を受けて、東京高裁判決では「原判決は相当であって、本件控訴はいずれも理由がないことからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。」（東京高裁判決（甲 11 号証）10 頁 24～25 行）と結んでおり、控訴人の川崎市教育委員会が上告しなかったことにより当該判決は確定した。（下線は申立人）

上記のとおり、会議等を録音した音声データは公文書であり、情報公開の対象となり得るといふ判決はここで確定したのである。

これらの判決に反する原審の判決は、判例違反であることは明白である。

第 2、付言

1、川崎市教育委員会の場合

川崎市教育委員会に対し、同市民から川崎市教科用図書選定審議会の音声データの開示請求がなされていた当時、同教育委員会で当該音声データの違法消去事件が発生している。新聞記事（甲 21 号証）と同市教

委が作成した「川崎市教育委員会会議録音データに関する検証報告書（概要版）」（甲 22 号証）を証拠として添付するので参照されたい。後者においてはさらに詳しい報告書が出ているので、下記川崎市教育委員会検索サイトで「川崎市教育委員会会議録音データに関する検証報告書」を検索すると本文を見ることができ。しかしながらこれは第三者委員会を設けての検証作業ではなく、あくまでも同市教育委員会内部での身内の「報告集」なので、「つめ」に甘さがあることは否めない。

本件は、会議等を録音した「音声データ」に対する職員意識の変容の過渡期に生じた象徴的な事案である。すなわち、本来であれば最高裁判決を受けて国・地方自治体では会議等を録音した音声データを、保存期間を定めた公文書として見なさなければならぬところ、従来の「議事録を作成するための補助的なメモ」という位置づけに流され、公文書として明確に位置付けることをしなかったばかりか、これを意図的に消去してしまうという不祥事が発生したものである。

「報告書」では、不祥事が生じた背景として「不当に事態が混乱することを避けたいという思い」（傍点は申立人）があったと指摘しているが、これなどは「身びいき」というよりは、同市教委自身の「我が身可愛さ」からの本質隠しの表現と見ることができる。現実には、当該音声データさえなければ（消去してしまえば）、情報公開の対象とはならないという安直な発想から違法行為に手を染めたという推測が容易に推定される事案である。

同様の事案は、金融機関でのインサイダー取引や不正融資などの犯罪隠蔽工作、医療機関での医療ミスの隠蔽工作などもたびたび報道で目にするところだが、実際には当事者でなければなかなか気づかれにくい事案であることは、本件の違法行為と同様である。

2、東大和市の場合

会議等を記録した音声データが保存すべき公文書であることは、2004 年（平成 16 年）11 月 18 日最高裁判所第一小法廷判決（甲 10 号証）や東京高等裁判所令和 6 年 4 月 24 日判決（甲 11 号証）から明らかであり、東大和市文書管理規則第 2 条 8 号の「資料文書等」という規定はこれとは矛盾し、違法であることは、申立人が「第 1、判例違反」の「1、2004 年（平成 16 年）11 月 18 日 最高裁判所第一小法廷判決」で述べてきたとおりである。

これを川崎市教委の件と引き比べると、対照的な様相が浮かび上がる。川崎市教育委員会では職員の違法行為（音声データの消去）によってその公開を妨げたが、東大和市の場合は公文書の定義を改訂することによって、これを消去することを「適法化」しようと画策したものである。この改訂は一見適法に見えるが、その実態は隠蔽工作と何ら変わりのない違法行為である。

すでに述べたことだが、「資料文書等」を新たに規定した目的として、情報公開条例及び個人情報保護条例による公開（開示）対象とならないようにするためであったと「文書事務の手引」には記されている。この実態を覆い隠すかのように、「改正前の文書管理規則には、（中略）いつまで保管（いつ廃棄）すればいいのかが不明確でした。」両条例の「公開（開示）対象となることから、（中略）これらの文書等を『資料文書等』と定義し、不要になった段階で廃棄できるよう、取扱いを明確にしました。」（カッコは内申立人 「文書事務の手引」2 頁 4～10 行）と体裁は整えているが、その実は隠蔽工作と変わりはない。

行政文書（公文書）を一定期間保存しておくことがどれほどの負担になるのかは不明だが、民主的で透明性のある行政運営の確保という観点からは必要な負担である。しかし東大和市では、両条例の公開対象となることを避ける目的で同規定を設けたと、「文書事務の手引」においてあからさまに語られている。

3、格差是正のために

川崎市教育委員会においては、同市教委職員による音声データ消去が懲戒処分の対象となる一方、東大和市では、「資料文書等」という建付けによって同様の行為が適法とされる、いかに地方自治の原則がある

といっても、同じ公共機関において均衡の取れない不正常的な事態である。それほどに東大和市の対応は姑息で異様であると言わねばならない。

すべての自治体を調査したわけではないので確定的なことは言えないのだが、このような規定を設けてまで公文書の範囲を限定的にしている例を、他の地方自治体では見たことがない。このため、東大和市では公文書と言えば起案文書及び供覧文書のみという限られたものとなり、行政運営の詳細な跡付けを困難にしているのである。

一国内において、このような格差、アンバランスがあることは異常な事態である。これを適正化できるとすれば、司法の力によるしかない。賢明な判断を心から願うところである。



【2026年3月28日東京新聞より】

師岡さんのコラムにはいつもはっとさせられる。確かにその通りだ。駐日米軍など、いざという時には全く役に立たない。彼らの駐留目的は、本国の安全と利益のためであって、日本のそれではない。しかも、アメリカの「安全と利益」という建前は、富裕層である支配階級の者たちにとってのものに過ぎない。翻って、ならば「自衛隊」という「国軍」であればいいのかという問題になる。もちろん彼らも日本の庶民を守ることはない。日本政府が彼らを使って守ろうとするものは、「国益」という庶民とは敵対

するものだ。これを、戦前には「国体」と呼んだ。「自衛隊」という軍隊は、消防庁職員でもなければ、「災害救助隊」でもないのだ。

日本にとっても、世界の人々にとっても、軍隊など無いに越したことはない。軍隊が無ければ不要な出費が抑えられ、自然破壊や環境汚染の負の連鎖から解放され、戦争になる事もない。良いことだらけではないか。

「攻められたらどうする?」、だからこそ世界中から軍事・軍隊をなくす努力が必要なのだ。



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。

19 特報 11版 2026年(令和8年)3月28日(土曜日)

本音のコラム



「何の権利があって、我々を戦争に引きずり込んだのか」。UAEの億万長者ハラフ・ハブトゥールはSNSの投稿で、トランプを名指しして強い言葉で非難した。米国とイスラエルがイランを攻撃した結果、米軍基地があるクウェートやカタールなどの湾岸諸国がイランの「報復攻撃」にさらされ、エネルギー産業をはじめとするインフラが重大な被害を受ける中、人々の怒りはイランだけでなく「米国の裏切り」にも向けられている。

すでに1月には、米軍が一部人員を湾岸の基地から撤退させていると報じられていた。いざという時には抑止力にも盾にもならない米軍に、湾岸諸国は巨額の富を浪費してきたのかという声が広がるのは当然だ。ある識者は、「米国の裏表外交を熟知するはずの湾岸諸国が、愚かにも米国の冷たい胸で暖を取っていた」と指摘。さて私たちは「日本は別格」と自信を持って言えるだろうか。トランプにとっては湾岸諸国の方がずっと儲かる同盟国だ。彼らを二重に裏切ったトランプの胸に飛び込んで（ハグと呼べない）ご機嫌を取っても日本の安全保障にはならないというのが今回の教訓ではないか。米軍の盾を自らの力と錯覚し、財力と人口と軍事力で敵わない隣国を刺激するのが「したたかな外交」か。誰も攻める理由がない日本の確立こそ、「したたかな外交」ではないのか。（文筆家）

2026.3.28

サンホセの会 4月定例会

【日時】4月19日(日)

午後1時30分~3時30分

【場所】中央公民館 202学習室

【テーマ】詳しくは追って連絡します。

※オンライン参加希望の方は4月17日(金)までにご連絡ください。

【後記】

上の記事は Facebook に載せたものをそのまま貼り付けました。もしよろしければ拙 FB もご覧ください。

